

JRMC 09-015 改訂 A (2009/08/17)

2009年8月5日

財団法人 日本適合性認定協会
 認定センター長
 久保 真 殿

社団法人日本航空宇宙工業会
 航空宇宙品質センター(JAQG)
 航空宇宙審査登録委員会(JRMC)

議長 有田 智充



JIS Q 9001:2008 移行に伴う JIS Q 9100 認証に係わる注意事項について

ご存知の通り、JIS Q 9100 の要求事項は JIS Q 9001 の要求事項に航空宇宙の個別要求を附加したものとなっております。このことから JIS Q 9001 は JIS Q 9100 の基盤をなすものであり、 SJAC9010C (JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項)においても、認証機関による組織の JIS Q 9100 認証文書について、必要に応じて 2 種類の認証文書(JIS Q 9001 ならびに JIS Q 9100)を発行することが許容されております。(参考 : SJAC9010C 8.6 項)

そこで JIS Q 9001:2000 から JIS Q 9001:2008 に基づく認証への移行が昨年末より開始されておりますが、JIS Q 9100:2009 への移行期限(現在未定)と JIS Q 9001:2008 への移行期限(2010 年 12 月 19 日)に相違が生じていることから、その対応として JIS Q 9001:2008 移行に伴う JIS Q 9100 認証に係わる注意すべき以下の事項に関しまして、認証機関への通知したく、対応をお願い申し上げます。

注意事項 :

主に SJAC9010C 8.6 項の一部を以下の様に変更する。

品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 認証文書に、JIS Q 17021 で規定される記載事項に加えて、以下の事項を記載しなければならない。

- 当該組織の品質マネジメントシステムは ISO 9001 (JIS Q 9001) : 2000 及び/または JIS Q 9100 (該当する版を含む) の要求に適合している。
 当該組織が、ISO 9001 (JIS Q 9001) : 2008 に基づく認証への移行を完了した場合は、以下とする。
 当該組織の品質マネジメントシステムは ISO 9001 (JIS Q 9001) : 2008 及び/または JIS Q 9100 (該当する版を含む) の要求に適合している。
 (参考 : IAQG Resolution log #55))

また、8.6 項の注記に以下を追加する。

JIS Q 9001:2008 に基づく認証への移行期限内に JIS Q 9001:2008 の認証への移行が完了しない場合、既存の JIS Q 9100:2004 の認証文書は残存有効期限に関わらず無効となる。

上記に関する現行 SJAC9010 C からの変更点を表 1 に示します。

尚、本件は、2009 年 4 月に開催された OPMT Phoenix 会議において認証機関に周知すべき注意事項として JRMC が確認した結果に基づくものであり、認定機関である貴協会を通じ、関係機関に展開をお願いする次第です。

以上

表1 SJAC9010C 変更対比表

SJAC9010C 条項	現行版	変更後
2.1	JIS Q 9100 品質マネジメント システム－航空宇宙－要求事項 JIS Q 9000 (ISO 9000:2000) 品質 マネジメントシステム－基本及び用語 JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 品質 マネジメントシステム－要求事項	JIS Q 9100 :2004 品質マネジメント システム－航空宇宙－要求事項 JIS Q 9100 :2009 品質マネジメント システム－航空、宇宙及び防衛分野の 組織に対する要求事項 JIS Q 9000 (ISO 9000:2000) 品質 マネジメントシステム－基本及び用語 JIS Q 9000 (ISO 9000:2005) 品質 マネジメントシステム－基本及び用語 JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 品質 マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001:2008) 品質 マネジメントシステム－要求事項
4.2	この規格に基づく審査に際しては、 JIS Q 9100 に斜字体、かつ、太字体で 表示された、JIS Q9001(ISO9001 : 2000) に付加された要求事項に注意をする必要 がある。	この規格に基づく審査に際しては、 JIS Q 9100 に斜字体、かつ、太字体で 表示された、JIS Q9001(ISO9001 : 2000 または ISO 9001:2008) に付加された要求事項に注意をする必要 がある。
7.1	a. 審査経験：過去 3 年間に JIS Q 9001(ISO 9001 : 2000) 規格の全要素をカバーした第二者 もしくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。	a. 審査経験：過去 3 年間に JIS Q 9001(ISO 9001 : 2000 または ISO 9001:2008) 規格の全要素をカバーした第二者 もしくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。
8.3	初回審査、再認証審査及び拡大審査、 その他品質マネジメントシステムの変更 に関わる審査において、品質マネジメント システム認証機関は、すべての重大及び 軽微な不適合について、根本原因の分析	初回審査、再認証審査及び拡大審査、 その他品質マネジメントシステムの変更 に関わる審査において、品質マネジメント システム認証機関は、すべての重大及び 軽微な不適合について、根本原因の分析

SJAC9010C 条項	現行版	変更後
	が行われ、是正措置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、またはJIS Q 9100とJIS Q 9001(ISO 9001:2000)を複合した認証文書を発行、または更新してはならない。	が行われ、是正措置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、またはJIS Q 9100とJIS Q 9001(ISO 9001:2000 または ISO 9001:2008)を複合した認証文書を発行、または更新してはならない。
8.6	品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 認証文書に、JIS Q 17021 で規定される記載事項に加えて、以下の事項を記載しなければならない。 1. 当該組織の品質マネジメントシステムは ISO 9001:2000 及び/または JIS Q 9100 の要求に適合している。	品質マネジメントシステム認証機関は、JIS Q 9100 認証文書に、JIS Q 17021 で規定される記載事項に加えて、以下の事項を記載しなければならない。 1. 当該組織の品質マネジメントシステムは ISO 9001:2000 (JIS Q 9001):2000 及び/または JIS Q 9100(該当する版を含む)の要求に適合している。 当該組織の品質マネジメントシステムは ISO 9001(JIS Q 9001) : 2008 及び/または JIS Q 9100 (該当する版を含む)の要求に適合している。
8.6	尚、必要に応じて2種類の認証文書を使用（例：一つは9001、一つは9100として発行）してもよい。	尚、必要に応じて2種類の認証文書を使用（例：一つは9001、一つは9100として発行）してもよい。 JIS Q 9001:2008に基づく認証への移行期限内にJIS Q 9001:2008の認証への移行が完了しない場合、既存のJIS Q 9100:2004の認証文書は残存有効期限に関わらず無効となる。